

2023年5月度留学生説明会 「日本在留の手続きについて」

日本在留の手続きには、査証（ビザ）に関する手続きと在留カードなどに関する手続きがあります。これらの手続きを怠ると、取調べや退去強制の対象となることがあります。必ず手続きをしてください。

1. 査証（ビザ）に関する手続き

【在留資格変更】

本学では「留学」の在留資格を取得していない学生は留学生として取扱っていません。

万一、パスポートにスタンプがない場合や、「留学」以外の在留資格の場合は、すみやかに出入国在留管理局に行って、在留資格を「留学」へ変更してください。

※「出入国管理及び難民認定法」により、外国人留学生は、大学への入学と同時に「留学」の在留資格を有していることが義務づけられています。

○申請に必要な書類については、「外国人留学生ガイドブック」を参照。

○在留資格変更に関する法務省サイト：[在留資格変更許可申請](#)

【在留期間更新】

在留期間の更新手続きは、在留期間の満了するおおむね3ヵ月前から、遅くとも10日前までに「福岡出入国在留管理局」で行なってください。

※入院等特別な事情が認められる場合は、3か月以上前から申請を受け付ける場合もあります。

○申請に必要な書類については、「外国人留学生ガイドブック」を参照。

○在留期間更新許可申請に関する法務省サイト：[在留期間更新許可申請](#)

○在留期間更新申請のため大学で発行する書類は、「所属機関等作成申請書2枚」、「在学 証明書」および「成績証明書」です。入管へ行く数日前に大学で発行申請をしてください。

【みなし再入国許可】（一時出国）

みなし再入国許可とは、日本に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方および「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、日本出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の「再入国許可」の取得を不要とするものです。「留学」の在留資格を有する本学留学生の皆さんは、原則として「みなし再入国許可」の対象です。また、中長期在留者の方は、有効な旅券のほかに在留カードを所持している必要があります。みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となりますが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。みなし再入国許可により出国しようとする場合は、旅券及び在留カードを所持し、再入国出国記録（再入国EDカード）に、一時的な出国であり再入国する予定である旨のチェック欄にチェックし、入国審査官に提示するとともに、みなし再入国許可による出国を希望する旨を伝えてください。

【資格外活動許可】

在留資格が「留学」である学生は、資格外の活動をすることはできません。アルバイトも、許可を得ないと、違法になります。アルバイトを希望する学生は出入国在留管理局から資格外活動許可を受けなければなりません。無許可でのアルバイトや、時間や仕事の種類の制限違反は、退去強制出国処分の対象になります。

○申請に必要な書類については、「外国人留学生ガイドブック」を参照。

※「資格外活動許可」の期限は現在有している「在留資格」（ビザ）の期限と同じです。在留期間を更新した場合は同時に「資格外活動許可」の申請をしてください。

※ アルバイト先を決定または変更した場合、詳細について大学ホームページから報告してください。

在学生の方⇒学生生活について⇒アルバイトについて⇒パスワード認証

（ PW: k11spwg0 ）⇒アルバイト先情報の入力⇒入力内容確認⇒「送信」

<<資格外活動許可の注意点>>

◎ 風俗営業または風俗関連営業が営まれている事業所で働くことはできません。

※次のようなところで、アルバイトをしてはいけません。

★キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター

個室付浴場業、ストリップ場、モーテル、ラブホテル、アダルトショップ、個室マッサージなど

★スナック、パブ、喫茶店、レストランなどの飲食業でも、ホステスの接客を伴うところや、極度に照明が暗いところなど

◎ 1週間28時間以内でなければなりません。

※大学が定める長期休暇(春季・夏季・冬季)であれば、1日8時間以内となります。

（長期休暇についてアルバイト先から証明書を求められたらホームページの「[学年暦](#)」（学外からも閲覧できます）で確認してください。

※アルバイトをした時間は全てマイナンバー（後述）で管理されているため、出入国在留管理局において、在留期間更新審査の際に確認されています。

2. 在留カードなどに関する手続

【在留カードの交付と市区町村窓口への届出】

日本入国時、福岡空港では、渡航上陸許可の証印をもらうとともに、上陸許可によって中長期在留者（「留学」の在留資格を有ものを含む）には、在留カードが交付されます。在留カードが交付されたら、住居地が決まってから14日以内に、住居地の市区町村窓口で住居地を届出てください。

（1）在留カードを交付された留学生は、コピーを取りますので、速やかに国際交流支援室に届出てください。（出入国在留管理局への報告などのために必要です）

（2）住所が変わった場合も、変更から14日以内に、新住所の市区町村窓口へ届出で、在留カードの裏面に、変更内容を記入してもらってください。また、その手続きが完了したら、必ず「国際交流支援室」に届出てください。

【マイナンバー】

在留カードの住居地の市区町村窓口での届出を行うと、住民票が作成され、その住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が郵送されてくるので、紛失しないよう大切に扱ってください。また、マイナンバーはむやみに他人に教えてはいけません。マイナンバーは、行政機関等での手続きの際や、アルバイト先で提示を求められます。

3. その他

○ ボランティアについて

◆[2023年度（2023年4月～2024年3月）太宰府市ボランティア一覧](#)

本学ホームページにボランティア一覧を掲載しています。ぜひ活用してください。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更について

令和5年5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に変更されました。詳しくは厚生労働省ホームページ等参照してください。

◆厚生労働省ホームページ

[5類感染症移行後の対応について](#)

発生動向、医療体制、患者対応、感染対策、ワクチン、に関する全体的な説明等があります。

◆福岡県ホームページ

[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う対応について](#)

また上記ホームページより重要なポイントについて以下に抜粋しています。

新型コロナウイルス感染症（2類相当）と5類感染症の主な違い

新型コロナウイルス感染症

発生動向

- ・法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表
- ・医療提供の状況は自治体報告で把握

医療体制

- ・入院措置等、行政の強い関与
- ・限られた医療機関による特別な対応

患者対応

- ・法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請
- ・入院・外来医療費の自己負担分を公費支援

感染対策

- ・法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み
- ・基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策

ワクチン

- ・予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種

5類感染症

- ・定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表
- ・様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス（抗体保有率調査、下水サーベイランス研究等）

- ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・新たな医療機関に参画を促す

- ・政府として一律に外出自粛要請はせず
- ・医療費の1割～3割を自己負担
入院医療費や治療の費用を期限を区切り軽減

- ・国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる
- ・基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施

- ・令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種
○高齢者など重症化リスクが高い方等：年2回（5月～、9月～）
○5歳以上のすべての方：年1回（9月～）

新型コロナウイルス感染症は5類感染症になりました

2023年5月8日から

感染対策は個人・事業者の判断が基本となります

..... 引き続き、以下の対策は有効です

換気



●換気の方法として「機械換気(24時間換気システムや換気扇)」または「自然換気(窓開け)」があります。



手洗い・
手指消毒



マスク
着用



●重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、以下のような場合にはマスクを着用しましょう。



受診時や医療機関・高齢者施設
などを訪問する時



通勤ラッシュ時など
混雑した電車・バスに乗車する時

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合があります。

- ◆症状がある場合に外出をする際は、人混みは避け、マスクを着用しましょう。
- ◆事前にコロナ抗原検査キットや解熱剤などの常備薬を準備しておくとう安心です。



これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが

令和5年3月13日から

マスク着用は個人の判断が基本となります

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために

マスクを着用しましょう



受診時や医療機関・
高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した
電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために

マスク着用が効果的です



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、
個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします

※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります



新型コロナウイルス 療養に関するQ&A

令和5年5月8日以降（5類感染症に移行後）、
新型コロナ患者は、**法律に基づく外出自粛は求められません**
外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます

Q

新型コロナウイルス感染症は、
他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

A

- ✓ 一般的にコロナ発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しているといわれています（症状軽快後もウイルスを排出しているといわれています）。
- ✓ 発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少します。
- ✓ 特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。

Q

新型コロナウイルス感染症にかかったら、
どのくらいの期間、外出を控えればよいのでしょうか？

A

外出を控えることが推奨される期間等を以下に示しています。

外出を控えることが推奨される期間

発症日を0日目^{※1}として5日間は外出を控え^{※2}、かつ、

・ 熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快した場合でも、24時間程度は外出を控え様子を見ること
が推奨されます。症状が重い場合は、
医師に相談してください。

※1 無症状の場合は検体採取日を0日目とします。
※2 こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、
症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底
してください。

学校への出席停止期間

「発症した後5日を経過し、
かつ、症状が軽快した後1
日を経過するまで」です。
学校保健安全法施行規則（文科省所管）

※保育所等も同様の期間を「登園のめやす」として示しています。



周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうっさいよう配慮しましょう。

※発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

※乳幼児のマスクの着用については、2歳未満には受けておらず、2歳以上についても求めています。

各医療機関や高齢者施設等においては、この情報を参考に、新型コロナウイルスに罹患した従事者の就業制限を考慮してください。（高齢者施設等については、重症化リスクを有する高齢者が多く生活することも考慮してください）

感染が大きく拡大した場合、一時的に、より強いお願いを行うことがあります。



家族が新型コロナウイルスに 感染した時のポイント

新型コロナウイルス感染症に感染された方について



発症後5日間かつ症状が軽快して24時間程度は他人に感染させるリスクが高いことから、外出を控えることが推奨されます。また、10日間が経過するまでは、マスクを着用し、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

お世話をする方や同居家族の方について



ご自身の体調にも注意してください。

- ・ 感染した方の発症日を0日として、特に5日間は注意してください。7日目までは発症する可能性があります。
- ・ 外出するときには人混みを避け、マスクを着用しましょう。高齢者等のハイリスク者との接触を控えるなど、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

家庭でできる感染対策

1.窓を開けて換気



定期的に
換気をしましょう
共用スペースや他の部屋も頻繁に換気しましょう。

2.部屋を分ける



可能な範囲で
部屋を分けましょう
お世話はできるだけ限られた方で行い、接触する時間をなるべく短くするようにしましょう。

心臓、肺、肝臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

3.マスクを着用



同居家族は可能な範囲で
マスクを着用しましょう
感染した家族に接する時や外出する時はマスクを着用しましょう。マスクを隙間無くフィットさせ、正しく着用しましょう。

4.手洗い等の手指衛生



こまめに
手洗いしましょう

その他一般的な衛生対策として、汚れたリネン・洋服は洗濯し、ゴミは密閉して捨てましょう。

